

# 新型コロナウイルス感染拡大影響に伴う給付金等一覧(早見表)

◆ 制度の一部を抜粋し記載しています。詳細は個々の資料をご確認ください ◆

## ★売上減少・休業・時短に対する事業者向け給付金(支援金)制度★

2021年9月13日現在

	国	北海道			
制度名	月次支援金	特別支援金 A	特別支援金 B	緊急事態措置協力支援金 (8/27～9/12分)	要請への協力に伴う支援金 (9/13～9/30分)
受付期間	7月分 8月1日～9月30日 8月分 9月1日～10月31日 9月分 10月1日～11月30日	4月1日～9月30日 (8/31から延長)	7月2日～9月30日	9月13日～10月31日	未定
給付額	中小法人等 上限20万円/月 個人事業者等 上限10万円/月	中小法人等 20万円 個人事業者等 10万円	中小法人等 10万円 個人事業者等 5万円	中小企業・個人事業者 売上高に応じて42.5万円～127.5万円 大企業 売上高の減少額に応じて最大340万円	中小企業・個人事業者 売上高に応じて45万円～135万円 大企業 売上高の減少額に応じて最大360万円
対象者	①と②の要件を満たす事業者 ①緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けている事業者 ②緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち、措置の影響を受けて月間売上が2019年または2020年の同じ月の売上と比べて50%以上減少	①と②の要件を満たす事業者 ①時短対象飲食店等との取引がある事業者又は外出・往來の自粛要請等による影響を受けた事業者 ②2020年11月～2021年3月のいずれかの月の売上が対前年又は前々年同月比で50%以上減少	①と②の要件を満たす事業者 ①時短対象飲食店等との取引がある事業者又は外出・往來の自粛要請等による影響を受けた事業者 ②2021年4月～2021年7月のいずれかの月の売上が対前年又は前々年同月比で30%～50%未満減少	①飲食店、カラオケ店、結婚式場 (飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を取得している施設が対象)  ※酒類提供の有無に関わらず、上記施設(店舗)のうち、 <b>従来から20時を超えて営業を行っている施設(店舗)</b> が対象。  8月27日～9月12日まで以下の営業時間短縮等の要請に応じる ・営業時間：5時～20時 ・酒類の提供：11時～19時 ・業種別ガイドラインを遵守すること ・カラオケ設備を利用しない	①飲食店、カラオケ店、結婚式場 (飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を取得している施設が対象)  ※酒類提供の有無に関わらず、上記施設(店舗)のうち、 <b>従来から20時を超えて営業を行っている施設(店舗)</b> が対象。  9月13日～9月30日まで以下の営業時間短縮等の要請に応じる ・営業時間：5時～20時 ・酒類の提供：5時～19時30分 ・業種別ガイドラインを遵守すること ・カラオケ設備を利用しない
申請方法	電子申請	電子申請、郵送申請			電子申請、郵送申請予定
HP	<a href="https://ichijishienkin.go.jp/getsujishienkin">https://ichijishienkin.go.jp/getsujishienkin</a>	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/index.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/index.htm</a>			
問合せ先	相談窓口 0120-211-240 対応時間 全日 8:30～19:00	問合せ専用ダイヤル 011-351-4101 対応時間：平日 8:45～17:30	問合せ専用ダイヤル 011-350-7377 対応時間：平日 8:45～17:30		

※併給ができない制度があります。事前に確認を！

《各種制度の申請等については、岩見沢商工会議所 (TEL: 22-3445) までご相談ください》